

函館市西部地区まちぐらし検討会議の役割（案）

1 要綱の規定

函館市西部地区再整備事業基本方針に定めた重点プロジェクトの推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、函館市西部地区まちぐらし検討会議を設置する。

2 具体的な検討内容

函館市西部地区再整備事業の推進にあたり、「函館市西部地区まちぐらし検討会議設置要綱」に定めるほか、次に定めるところにより取り扱うものとする。

3 会議の役割等

(1) 会議の役割

函館市西部地区再整備事業基本方針に定めた重点プロジェクトの進め方や評価およびその他会議において必要と認める事項に関して、各委員の意見等を提言としてまとめる。

また、提言内容等については、市ホームページ等で適宜公表する。

(2) 会議の進め方

- ① 会議は、事務局および委員提案等から示す資料に基づき検討を進める。
- ② 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができ、かつ、会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。
- ③ 会議での検討結果は、次回までに事務局が整理し、委員へ配布するとともに市ホームページ等で適宜公表する。

(3) 事務局の役割

- ① 会議の日程調整を行うこと。
- ② 委員との連絡窓口となること。
- ③ 会議資料を準備すること。
- ④ 会議録を記録すること。

(4) 検討会議の業務

- ① 官民連携のまちづくりに係る情報共有。
- ② 西部地区再整備事業基本方針に掲げる重点プロジェクト（共創のまちぐらし推進プロジェクト、既存ストック活性化プロジェクト、町会活性化プロジェクト）の進め方の検討や評価等。
- ③ その他西部地区再整備事業の実施に必要と認める事項についての検討・提言。

(5) 検討会議の運営

- ① 会議開催は座長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- ② 会議全体の司会進行は座長が担う。
- ③ 会議は、原則 1 回 2 時間程度を予定する。

4 その他

その他会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。